

第3章 主要論点の整理と残された課題—研究会を振り返って

公益財団法人 日本農業研究所 研究員
主査 小澤 健二

矢坂委員は、補論のなかで「コメの価格形成は海図をもたない船のように迷走を続けている」と記している。“コメの価格形成の迷走”は、下落基調をベースとする、米価の年度ごとの大幅変動の繰り返しとも換言しうる。この事実は、米の流通構造が大きな変容の渦中にあり、その着地点が見通せない現状を示すものもある。本研究会は、このような米の流通構造の変容、すなわち米の流通、取引をめぐる新たな動きを把握することを主たる目的として企画、実施された。

米流通に関して多くの著作を著している、当研究会の佐伯尚美委員（東大名誉教授）は、研究会後の感想として、「米流通問題には大きくいって、①両端にある生産者と消費者の接点問題。②その中間にある流通業者の態様、価格形成、価格政策など。この二つの側面がある。②は狭義の流通問題であり、それに①を含めたのが広義の流通問題である。どこにねらいを置くかが研究会の課題となる。」と語っておられる。

佐伯委員の感想は、本研究会の「米の流通構造の変容」のテーマの難しさを端的に示している。この事情ゆえに、本研究会は米の流通、取引をめぐる新たな動きの実態の把握およびその整理を主たる課題に限定した。その新たな動きは、2年間の12回の研究会を通してある程度明らかになった。その特徴的な動きは、昨年度および今年度の報告書のそれぞれのⅠ部の個別報告に示される通りである。

しかし、その新たな動きを生み出す諸要因、諸条件を特定し、それらの相互関係を明らかにしなければ、②の狭義の米流通問題への一次的接近にとどまり、米流通問題に関わる重要な問題が残されたままとなる。全体討論は、この課題に少しでも応えることを意図した。それは、現時点での広義、狭義の米流通問

題に関する主要な論点、および問題の所在にある程度踏み込んでいる。

全体討論における主要論点は次の3点に集約された。1つは、米政策改革大綱以降の米関連政策が、米流通、取引をめぐる新たな動きにいかなる影響を与えておりか、また米流通政策の視点に立脚すると、いかなる政策課題（政策対応）が求められるか。2つは、米消費の一貫した減少趨勢のなかで、主食としての米の優位性が失われつつあるが、それを日本の食生活の変化にいかに位置づけ、それらの米流通、取引におよぼす意味を明らかにすること。

3つは、全農主導の相対価格による米取引が「米市場」の動向を必ずしも反映しない状況（取引価格の指標としての相対価格の「擬制性」）のなかで、それに代替しうる「米市場」はいかなるものか、あるいは、現在の米流通、取引の延長に望まれる「米市場」のありうべき方向をいかに想定しうるか。これらの3つの論点である。

以上の3つの論点のうち、1と2は佐伯委員の指摘による広義の流通問題と関連し、3は②の狭義の流通問題の核心的な課題をなしている。また、それぞれは相互に関連する論点、問題でもある。上記の3論点に対する答は容易に出せないものの、それぞれの問題の所在、あるいはそれらに接近する際の視点などを、個別報告の内容をできるだけ組み入れて整理しておこう。2年間の研究会の担当者の個人的な感想もある。

1 米関連政策の米流通・取引への諸影響

米関連政策の基本方向

討論記録に示される主要論点に接近するには、食糧法施行20年間の米関連政策の基本方向を確認したうえで、米流通、生産におよぼす政策的影響を検討しなければならない。米政策大綱以降の米関連政策の推移とその諸問題については、当事者としての感想を含めた、個別報告の生源寺氏の記述が要を得ている。最近10年余の関連政策に関する現時点での中間総括としては、これに優るものはないだろう。

この点に関しては、米関連政策の基本方向は、絶えざる過剰圧力が存在するなかでの価格政策から所得政策への動きであり、それにともない生産調整では官から民への流れがあり、そのなかで米関連政策へのステークホルダーのポジ

ションと戦略が変化している、と全体討論のなかで小針委員も述べている。とくに後者の点が、大規模稻作経営への政策の諸影響を不透明にしていることを強調する。

コメと農政全体の10年間の動きを、I部の渡辺報告も簡潔に要約している。それは、ほぼ10年前に「新たな所得・経営政策」に着手し（直接支払い）、「米の生産調整は、生産者・生産者団体が主体的に行う」、「国は、行政関与を避け、環境整備に徹する」などの基本方針は定められた、としている。しかし、自民党の参議院選挙の敗北による07年の30万トンの市場隔離によってバックギアが入り、その後の政局のなかで「構造改革」を遅らせることになる混迷が深まつた、とするものである。

米関連政策の混迷と「政策リスク」の増大（“生産調整の廃止”の不確定性）

渡辺報告によるバックギアは、最近数年間の米関連施策が状況に応じての短期的な対応を強めるものであり、それは民主党政権の「戸別所得補償障政策」から安倍自民党政権の「農業改革」への転換の「政局がらみ」の錯綜の繰り返しを意味する。そのことと、2013年末以降、マスコミで喧伝される「5年後を目途とする（2018年産）生産調整の廃止」とが相乗作用し、吉田委員が指摘する「稻作経営者にとっての政策リスク」を高めている。

“生産調整の廃止”の米価への影響は、生産と流通の双方向におよぶものである。その米価への影響が、この間に急成長を遂げた大規模稻作経営の最大の不確定要因となりつつある。他方で、大規模稻作経営体の経営対応は米の流通、取引に大きなインパクトを有する。それゆえ、2018年産を目途とする“生産調整の廃止”は、米関連政策のなかでも米の流通、取引に影響を与える焦眉の政策問題となっている。小針委員の指摘する“米関連政策へのステークホルダーのポジションと戦略の変化”も、この問題に主として関わるものである。

“米の生産調整の廃止”は、2013年11月の農林水産省と与党のあいだで合意された「中間とりまとめ」のコメ政策の見直しのなかで明示された。「中間とりまとめ」で言及される“米の生産調整の廃止”に内在する諸問題に関しても、生源寺氏による指摘が、生産調整に関わるそれまでの論議を踏まえた、現時点における最も説得的かつ時宜を得たものであろう。

氏の指摘をあらためて繰り返す必要はなかろうが、「都道府県への生産目標の配分がなくなった段階で、都道府県以降の各段階では何に依拠して生産調整方針を作成するか」との疑問が湧くとして、「行政による生産数量目標の配分に“頼らず”とも……需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むとの「中間とりまとめ」の表現からは、この取組の具体的な姿は描けない」と述べている。この生源寺氏の指摘は傾聴すべきである。

このような「中間とりまとめ」のなかでの“生産調整の廃止”的表現に対する生源寺氏の疑問が、当面の米関連政策の米の流通、取引における影響の不確定性を集約的に示している。これに代表される「米政策の経営リスク」がどのように表出するか、これについては2018年産にいたる今後の動きを待つ以外にない。

米流通政策の不在とその困難性

それとは別に、生源寺報告では対象とされない米流通政策の課題も、「今後の米市場の方向性」との関連であらためて論じねばならない。それは、全体討論のなかで佐伯委員が指摘する、米流通における在庫負担、在庫機能をいかなる流通主体が担うかの問題でもある。このことは、米の流通政策に備蓄在庫措置をいかに組み入れるか、との米価政策とも密接に関わっている。

“海図のない船のように迷走する米価”は、米価政策が存在しないことと表裏一体である。在庫管理措置に支えられるセイフティネットとしての米価政策の立案、実施が困難なことは、MA米の在庫処理を含めて余剰在庫米の有効な処理方策を見出せないことが基本要因をなしている。政府が保有する余剰在庫米の処理は、食糧援助以外には、“えさ米”として処分する以外の方策は、当面、見出せない。そのような困難性を充分に理解したうえでも、高額な補助金支払いによる「飼料用米」の生産拡大と在庫管理措置を放棄した米の流通政策とは、米関連政策として整合性を有するか、この政策上の問題をあらためて論議する必要があるだろう。

それは、経営所得安定対策の基準指標を、下落基調を続ける最近数年間の米価をベースとするものに委せてよいか、との経営所得安定対策の枠組みの妥当

性を問うことでもある。農水省の「米の安定取引研究会」報告の、JAグループが設定する概算金を過去5年の最高と最低を除いた3ヶ年平均とする「意見」とも共通する問題である。

今後の日本の米生産を担う稻作農家および法人経営などの持続性を保障する米価水準（あるいは直接支払額の水準）の設定が、コメ政策には少なくとも求められる。そのようなセイフティネットの構築が、米関連政策には要請されるはずである。それが、稻作経営者が直面する「政策リスク」の回避にもつながることになる。

なお、政府は稻作経営のセイフティネットあるいは水田経営面積の維持の方策として、高額補助による「飼料用米」の生産拡大を考えているかにみられる。しかし、厳しい財政制約のなかで、このような施策が長期に継続する保障はない。「エサ米」の活用とその問題に関しては、渡辺報告による指摘が具体的で示唆に富んでいる。

2 主食としての米の優位性の喪失—それを生み出す諸条件—

主食としての米の優位性の喪失—食生活の変容—

有史以来、米は日本の貴重な主要食料、主食である。それゆえ、米は主要穀物のなかでも特別な地位を占めてきた。米聖域論も、主食としての米の特殊的な地位にもとづいている。しかし、近年の米消費の減少にともない、米の主食としての特質は希薄化している。このような米の主食としての変質をいかに考え、評価するか。この問題は、言うまでもなく、日本の食料消費パターンの変化、食生活の変容を生み出す社会、経済的諸条件と関係している。

数年前から、世帯当たり年間の米支出額はパンへの支出額を下回り、米の主食としての地位低下に関心が集まるようになった。この傾向は、最近1～2年の米価の大幅下落のなかで、さらに加速している。日本の食生活における小麦（パン・麺の原料）に対する米の主食としての優位性は、明らかに失われつつある。主食の概念を、米に当て嵌める意味が消失しているのかもしれない。

米消費の減退は、とくに家庭用の精米消費に集中する。それは、米の消費形態の多様化にともなうものである。全体討論のなかで、吉田委員は、2014年の速報値にもとづく家庭での年間の米支出額（世帯当たり平均）2万5,100円に対

して、「おにぎりと弁当など」への支出額は1万7,522円であるとし、増加を続ける後者の支出額は前者に接近しつつあると述べている。また、米を主要原料とする「和食外食」、「寿司」への支出額も合計すると、世帯当たりの平均米支出額をはるかに上回る。

要するに、家庭での炊飯での米消費だけが減少し、中食および外食用の米消費は増加を続けている。これは、福田報告に示される業務用の米使用量が米流通量の40%を占める事実と対応する。さらに、無菌炊飯パック製品および冷凍米食製品の販売額も増加を続けている。無菌炊飯パックは米関連食品の中では、その市場成長率が最も大きいものかもしれない。

主食概念の形骸化を意味する、家庭での炊飯用米消費の大幅減と米消費の多様化は、我々が通念とする「日本型食生活」が大きく変容していることを意味する。それは、「食の外部化」および食生活における「利便性」志向、との先進諸国に共通する食生活パターンにもとづいている。例えば、「食の外部化」の代表的な指標である世帯の食料支出総額に占める外食支出の割合は、とくにファーストフードの消費支出の割合が高いアメリカでは40%を上回っている¹⁾。アメリカほどではないものの、日本の外食支出の割合も35%に達している。

食生活における「利便性」志向も、各種加工食品の消費増を中心に食料消費関連の全ての統計指標に裏づけされる。それは、アメリカの朝食の場合に、とくに典型的である。アメリカでは朝食用シリアルの1人当たり消費量は、1980年代以降一貫して増加を続け、アメリカの朝食はシリアルが中心となっている。シリアルほど簡便な朝食は、他に例を見ないだろう。

このような「食の外部化」、および食生活の「利便性」志向は、女性の労働力化率および単身世帯比率のそれぞれの上昇に代表される、社会・経済両面の構造変容と深く関わっている。女性の労働力化率の高まりは、主婦の家事労働からの”解放”と同義でもある。この結果、調理における「時間節約」が選好される。とくに単身世帯では調理に時間をかけることが敬遠されることは、周知の事実である。

家族および世帯構成の変化と家庭用米消費の減少

日本の家庭での精米消費の減少には、上記の「食の外部化」および食生活に

おける「利便性志向」が大きく影響しているはずである。味噌汁、各種総菜に「ご飯」を組み合わせる食事は、複数人の家族構成に適合している。多人数の家族向けの調理を要するからである。それは、時間と経費のいずれの面でも一人暮らしに適合的な食事とは必ずしも云えなくなっている。一部での無洗米の選好も、「利便性」にもとづくものであろう。

この意味で、家庭での精米消費の減少は日本の家族構成の変化を反映している。先進国の中でも人口動態を中心に、日本における家族、世帯の構成変化は最もドラスチックである。それは、30～40歳代の未婚率および離婚率のそれぞれの急上昇、および高齢単身世帯の急増などに示される通りである。このような家族、世帯の構成変化が、家庭用精米の消費の大幅減少に帰結する。その背面として、「弁当・おにぎり」などへの支出が増加する。無菌炊飯パック市場の成長も、高齢単身世帯などのその消費増に起因するものであろう。吉田委員が、「買物難民」による加工用食品の消費頻度の高まりを指摘するゆえんでもある。

「食の外部化」による外食向け米使用量は、今後も増加を続けるであろう。中食業界向け米使用量も、世帯構成の変化などを背景にさらに増加する可能性が高い。福田報告による、中食業の主要4団体、すなわち、日本ベンとう振興協会、日本炊飯協会、日本総菜協会、日本弁当サービス協会を構成する業界の動向が注目されるのである。

中食向け業務用需要の増加とは……

中食業界に通じない者にとって、上記4団体の事業内容を截然と区別し、それを特定することは難しい。また、中食と外食の業務内容の境界も定かではない。ただし、スーパー、コンビニなどへの弁当・「おにぎり」の供給、および各種施設への給食を中心とする事業に注目すると、中食業は家庭炊飯の外部化と密接に関連するとみてよい。それゆえに、中食業は、米食関連の様々な新規あるいはニッチ市場とも接合している。また、米食と関わる新たな市場開発、および外食事業の外注や下請け化のなかで派生する業務も含んでいる。厳しい競争が展開される外食業では、コスト削減による経営効率化が労働集約的な炊飯業務を外注化させる。それにともなって、中食の事業領域も拡大する。

福田報告によると、中食業界の現在の米使用量は155万トンと見積もられる。ただし、中食業は様々な多数の零細業者から構成される。このため、その事業の実態を含めて中食業向け米使用量を正確に把握するのは至難である。中食業は家庭用炊飯に代替し、外食業を補完するものとして、米の消費形態の多様化を典型的に反映する事業分野と、ここでは理解しておこう。家族および世帯の構成変化と業務内容が結びつくゆえに、中食業の今後に我々は充分に留意する必要がある。

このように主食としての米の優位性の低下は、米の消費形態の多様化、それにともなう外食、中食向けの米使用量の増加と深く関わっている。米の主食としての地位の評価も、経済的要因以外の社会的要因を含む多様な諸条件を考慮しなければならない。

3 「米市場」の構造およびそれに関わる諸問題

米市場の検討は、今回の研究会の中心的な課題をなした。米流通、取引をめぐる新たな動きは、最近の米市場における米価形成の動きと同義でもある。しかし、「米市場」の実態、構造を、正確に把握することは困難である。それは、次のような事情によっている。

全農の相対価格を基準とする米取引方式の問題

相対価格を基準とする全農と卸売業者間の米取引は、米流通量のほぼ半ばを占める。その意味では、相対価格を基準とする全農主導の米取引は現在の米市場の枠組みを形成している。しかし、昨年度の報告書にも記したように、全農主導の相対価格による取引方式は、播種前契約を含めて取引数量、買付け時期などに応じて、その運用に様々な工夫を講じている。加えて、全農と大手卸売業者との米取引には、相対価格からの一定の値引きなどの調整も施される。

それらの取引に付随する具体的な運用・調整は、時々の需給事情に応じて個々のケースごとに相違する。その具体的な運用を含めた現実の取引方法を正確に把握することは不可能である。自由取引ゆえの取引当事者のみが知りうる世界だからである。相対価格を基準とする取引方式のスキームは周知なもの、全農主導の相対価格に主導される米市場を、全体討論のなかで佐伯委員がフィ

クシャスな市場と呼ぶゆえんでもある。

それゆえ、相対価格による全農主導の米市場に関わる問題に関しては、I部の大貝氏および福田氏のそれぞれの報告に譲ることにする。前者は、現行の取引方式をある程度肯定的に評価したうえで、それが全農の米穀事業に必ずしも有利に作用しない実情を認めている。後者は、現行の全農主導の米取引方式を全面的に批判する。

福田氏の批判は、米集荷率を引き上げることを目的に暫定金の水準が決められ、その暫定支払いをベースに不透明な系統流通経費を上乗せして相対価格が決定される、その相対価格の不透明性を根拠とする。この両報告を通して、全農主導の米市場の諸問題を、我々はある程度読み解くことができる。しかし、これについては昨年度の報告書でも取り上げたので²⁾、これ以上立ち入らないことにする。

「米市場」をめぐる最近の動きと「安定化取引研究会」の報告

そのうえで、米市場をめぐる最近の動き、およびそれと関係する「米市場」の今後の方向性—やや長期的な視点からのーなどに関して、簡単に言及しておく。

米価が大幅に下落した2014年以降、米の取引方法、「米市場」のあり方をめぐって、様々な動きが目立つようになった。その多くは、全農主導の相対価格が様々な「現物の米市場」の取引価格を正確に反映しないことへの批判を契機としている。それは、2014年度から開始される全農による新たな取引方法の模索にもつながっている。

大貝報告によると、全農は2014年度に買い入れ数量と購入希望価格を卸業者から提示してもらい、一番高い価格を提示する業者から順に成約する仕組みを取り入れるようになった。事実上の入札制の導入である。その一部を複数年契約に結びつけることも想定し、それは新たな現物の米市場の一部になりうる可能性を秘めるとされる。この他に、様々な現物の「米市場」の開設の動きが2014年には活発となった。

福田報告に示される「国産米使用推進協議会」は、2014年秋に複数年の米取引の斡旋・仲介業務を開始した。これは、生産者、実需者のそれぞれに一定の

資格要件を付した会員制の斡旋・仲介業務である。このため、オープンな米市場とは云えないものの、現物の「米市場」の一部を構成している。また、2015年に入って、全米販も新たな「米市場」の創設を決定した。従来から、卸問売買を中心とする米取引の斡旋業務を全米販は行ってきた。これに加えて、全米販はさらに集荷業者にも参加を求めて現物の「米市場」の拡大を追求しようとしている。

このような「米市場」をめぐる新たな動きに、行政がどのように関与するかに 관심がもたれる。今年の3月末に発表された農水省の「安定化取引研究会」報告では、米価の大幅変動への方策として、収穫前契約、複数年契約の導入および各種「現物市場」の活用などに言及している。また、相対価格の安定化を図るために、暫定金の支払い基準を過去5年の3年平均の支払水準に設定する意見も記している。

「安定化取引研究会」報告は、民間業者の自主的な取組を原則とするとの農水省は立場にもとづいている³⁾。このため、「安定化取引研究会」の報告が現実の米取引におよぼす影響は、それが何らかの政策措置をともなうかを含めて、現時点では不明である。ただ、報告は1で記した“3年後の生産調整の廃止”などの米関連政策を視野に入れたものであることは間違いない。“生産調整の廃止”の米価変動への影響が懸念されるなかで、米価の安定化は米関連政策の最も重要な政策課題をなすからである⁴⁾。

このように2013年末以降の米価の大幅下落のなかで、従来の相対価格を基準とする全農主導の米取引に対する批判の強まりと並行して、「米市場」をめぐる新たな動きは2014年以降、俄に活発化している。ただし、それらの動きが、「安定化取引研究会」報告と連動して、「米市場」のあり方にいかなる変化を生み出すか、これについても今後の動きを待つ以外にない。

「米市場」の今後の方向性—産地・銘柄別の価格体系の新たな再編—

ただし、「米市場」の今後の方向性の一端は、現在の産地・銘柄別の米価動向に見出せる。それは、産地・銘柄別の米価動向（価格変動を含む）を3グループに分類しうる、との補論における矢坂委員の指摘に示される。その具体的な内容は補論によるとして、産地・銘柄別の3グループへの区分は主食用米の

用途別に基本的に分かれている。このことが、重要なポイントである。そのことは、2の米の主食としての優位性の喪失にともなう、家庭用需要の比重低下（その反面としての業務用需要の比重増）に対応する。主食用米の用途に従って市場で需要される産地・銘柄米が振り分けられ、それに応じて米価が変動する傾向の一層の強まりでもある。

そのことは、主食用の用途に応じた「米市場」の再編を意味する。すでに指摘した日本炊飯協会などを中心とする「米市場」の開設は、中食業界向けの「米市場」の開設を目的としている。また、矢坂委員によると、先物市場は主として雑銘柄の業務向け市場として機能している。米消費の多様化にともない、用途に応じて「米市場」の役割も相違する傾向が目立っている。

この傾向は、今後、益々強まることが予想される。それは、当該商品の市場特性は消費者、顧客の購買行動に依存することの帰結でもある。そのうえで、長期的視点に立脚すると、現在の「米市場」をめぐる動きは、自主流通米制度を通して形成、定着してきた、産地・銘柄別の米価体系、それにもとづく「米市場」の抜本的な再編を意味するものであろう。この点に、とくに留意したい。

自主流通米制度のなかでの産地・銘柄米の米価体系は、過剰基調をベースとする各県経済連間の銘柄米の販売競争、その市場開発競争、および消費者による味覚＝品質志向の強まり、これらの生産および消費サイドの諸条件に支えられて形成、定着してきた。そこには、主食用需要の大半は家庭用で占められる条件も基底で影響していた。

この過程で、新潟コシヒカリを最上位とし、北海道を最下位とする、産地・銘柄米間には3倍以上の価格差が一時的には存在した。この消費者の米消費に際する味覚志向の強まりのなかで、「コシヒカリ」の作付け比率が全国的に急上昇し、また「コシヒカリ」系統の品種開発が重視されてきたことは周知の事実であろう。

しかし、長期に米市場の構造を特徴づけてきたな産地・銘柄別の価格体系は、時期を明示できないものの徐々に崩れ、新たな産地・銘柄別の価格体系に再編され始めている。それは、食糧法、改正食糧法の制定などの制度変化、および米消費の多様化にともなう用途別の米需要の変化、消費者の食味嗜好の変化、などの諸条件が合体したものである。

また、産地・銘柄別の価格体系の新たな再編には、過剰基調のなかで販売難を強いられた各々の県が味覚の優れた良質米の開発、販売に向けて、行政と系統とが一体となって推進する産地形成に向けた努力も見逃せない。最近数年間に、多くの県で食味の良い優良品種が開発され、消費者を惹き付けるブランド名もあって市場で優良米として人気を博している⁵⁾。この新興ブランド米の台頭は、各々の県の米産地の生き残りに向けた努力の所産である。

その具体例は、小松報告の山形県における「つや姫」の産地形成に向けた、知事が陣頭指揮を執る行政の弛まぬ努力に示される。新興ブランドの産地形成がいかに多様な方策を駆使しているかに、驚かされる。また、北海道のホクレンの産地銘柄米の形成に向けた様々な工夫も、優良銘柄米の産地形成の典型的な成功例である⁶⁾。

それゆえ、今後の「米市場」を考えるうえでは、自主流通米制度期と対比した、産地・銘柄別の米価体系を成り立たせる基礎的な諸条件を長期的視点にもとづいて、この機会にあらためて吟味することも要請される。ただし、こうした動きに対して、渡辺報告は「良質米競争はいわば消耗戦である」と警戒している。それは、米の全体的な消費動向を見通してのものであろう。

4 残されているいくつかの課題

今回の研究会を通して残されている課題は多い。それは、討論記録のなかにも示される通りである。また、1～3の主要論点の整理も、そのなかに今後の課題を含むものである。そのうえで、「狭義の米流通問題」に限定した際の本研究会ではほとんど立ち入れなかった若干の課題に、最後に簡単に言及しておく。それは、昨年度の報告書のなかで記した内容と一部、重複している。

(1) 家庭用米の価格設定における大型量販店（スーパーなど）の位置づけ

1つは、家庭用米の小売価格の設定に際して、主導的な役割を果たす流通主体は何処に求められるかである。これは、家庭用米の購買方法と密接に関連する問題である。家庭用米の購買方法として、ネット通販による購買の伸張がとくに目立っている。生産者からの直接購入とともに、ネット購買が家庭用米の価格動向におよぼす影響は、今後、一層強まることが予想される。

しかし、生産者からの直接購入およびネット通販による購買は、品質志向を重視するものが中心であろう。それらは、個々分散的な取引方法のこともあり、家庭用米の産地・銘柄別の価格動向に直接的な影響を与える度合いは小さいと考えてよい。そのなかで、家庭用米のほぼ半ばは大型量販店からの購買で占められる。大型量販店からの購買は、特売日に集中することを特徴とする。大型量販店は、特売日に合わせて大量の銘柄米を品揃えし、顧客にアピールしうる価格を設定する。このことが、大型量販店の米販売戦略をなしている。

この事実は、大型量販店の特売日に合わせて精米工場の操業の一部を調整する、との米田報告にも裏付けられる。卸売業者の大型量販店への販売価格も、その販売数量のうえでも特売日の小売価格に連動することになるだろう。それゆえ、家庭用米の小売価格の価格交渉に関しては、大型量販店が主導権を確保する余地が大きいと考えられる。

このことは、大型量販店の米販売の大部分は少数の特定スーパーに集中する事実と相応する。以上のように推測される家庭用米取引におけるプライスリーダーとしての大型量販店の地位、位置づけを、さらに卸売業者の対応と関連させて明確にする必要がある。

(2) 外食などの業務用取引の実態—精米業の位置づけとも関連して—

2つは、業務用、とくに外食業の米調達、取引の実態である。外食業も業種ごとに原料米の調達、仕入れ方法は相違する。このため、その取引の実態を安易に一般化できない。しかし、2011年の需給逼迫時には「個食盛り付け量」が小さくなった事実に象徴されるように、外食業の原料米調達に関しては、価格と安定供給の2要件がとくに重視される。それとも関連して、業務用の米流通、取引にとっては、精米事業が家庭用米の場合以上に重要な役割を果たしていることに注意せねばならない。

例えば、同様に「牛丼」チェーン店を大規模経営する全商ホールディングと吉野屋ホールディングでも、精米所を有する前者とそうでない後者とでは、原料米の仕入れ方法は相違する。外食業者にとっては、客数が日々に変化するため、原料米（あるいは炊飯米）の必要量の適宜の調達、確保は、事業の円滑な遂行の必須条件となる。卸業者は、このニーズに対応しうるように、スペシフ

イックな仕様の精米を顧客の外食業者に迅速に配送せねばならない。

精米事業は低率のマージンで営まれる。このため、個々の外食業者の注文に応じるように搗精、精米の袋詰め、配送をいかに効率的に行うか、そのための精米工場の操業は卸売業者の経営にとって重要な要件をなす。とくに外食業者が集中する首都圏は交通渋滞地でもある。配送時間の短縮は、物流コスト削減のうえからも要請される。精米配送の物流コストの削減が、精米工場の経営上の重要な課題ともなる。それゆえ、精米工場の立地も精米工場の経営にとって無視できない条件である。

このような精米工場の経営、操業の実態に関しては、米田報告が具体的に紹介している。そこで明らかにされる事実は、精米工場の効率的な経営が業務用米の流通、取引に少なからざる影響をおよぼすこと、卸売業者間の市場シェアの増減につながる事実を示している。外食を中心とする業務用米の流通、取引に関する残されている課題は多いが、その際には精米業の位置づけの明確化も要請される。

(3) 加工用と主食用との米流通の交錯

3つは、業務用と並んで加工用米の流通、取引に関してである。加工用米の流通、取引には業務用をめぐるものと同様な問題が存在する。とくに、加工用米の流通、取引と主食用との境界をいかに設定しうるかが課題となる。それは、両者はいかに交錯しつつ全体の「米市場」を構成するかの問題でもある。

ただし、この課題に接近するには加工用米を使用する各々の業種を分類し、業種ごとに使用される原料米の品質、価格条件を把握しなければならない。これは、容易ではない。それぞれの業種を細分化した、膨大な労力を要する事例調査を積み重ねる以外に、正確なデータ入手できないからである。

そのなかで、各業界のホームページに依拠すると、同一業種でも使用される原料米の品質、価格条件が会社ごとに大きく相違すること、その概要を我々は知ることができる。加工用米を原料とする米関連食品会社は、商品差別化を通して一様に厳しい市場競争を展開している。商品差別化が、各々の業界における比較優位の確保につながっている。

この結果、それぞれの業界および各々の業者が使用する原料米の種類は、MA

米、屑米から糯米まで実に多様な構成をとっている。そのなかには、海外で米を製粉する調整品も含まれる。原料米の種類が多数におよぶことが、加工用米の流通、取引を主食用以上に複雑なものにしている。ここでは、加工用と主食用の米流通、取引の交錯の実態に接近する際の、困難な事情だけに注意を喚起しておく。

(4) 米の流通業界、とくに卸売業界の再編について

最後に4としては、米流通、取引をめぐる新たな動きは、それぞれの流通業務を担う流通業者の態様の変化と並行して進展していること、それをいかに理解するかの問題である。それは、米流通業界全体の新たな再編を意味する。その再編がどのように進むかは、これまでに記した米流通問題に関する様々な課題と重複する問題である。流通業界の再編は、今後の「米市場」の方向と一体だからである。

なかでも中心となるのは、米卸売業界の再編である。それは、改正食糧法の制定を契機に急速に進展した米流通自由化の最終的な帰結、その着地点を見定めることでもある。これについては、本研究会のなかでも、集荷団体の系統農協が米穀事業におけるマーケットインを志向する一方、大規模卸売業者が集荷および外食、小売り末端の米流通の全領域に関わる事業志向が紹介された。この事実が、米流通業界の再編の方向性を示唆している⁷⁾。

全農の米穀事業のマーケットインへの志向と大規模卸業者の生産から外食まで米流通の全分野に関わる米のサプライチェン業者への志向は、一対の動きであろう。そのことは、個々の固有名詞を持った大規模米卸売業者を中心とする業界再編の図を描くことでもある。しかし、これは現在進行中の世界であり、本研究会の課題の域を超える。いずれにせよ、現在の米流通構造の変容は、第二次大戦以降、長期に続いてきた食管制度、およびそのもとでの自主流通米制度を経た後の、米流通自由化のなかでの歴史的局面である。それだけに、米流通業界の再編と密接に関わらざるをえないのである。

1) USDA, The Statistical Abstract of USA, 2015, p. 471.

2) 日本農業研究シリーズNo. 21「米の流通、取引をめぐる新たな動き」(平成26年) 66-68

頁。

- 3) 総じて、「安定化取引研究会」報告における農水省の立場は不鮮明である。というよりも、その立場を明確にしない意図が垣間みられる。その報告も、研究会の「提言」というより、そこでの「意見」として示される。しかし、それが政策的な影響を有さないことにならないのは、注4) に示めされる通りである。
- 4) 全農は、相対価格を過去5年の3年平均に設定することを決めた、と新聞報道されている（日本経済新聞「過去の平均値参考に設定一コメ卸と収穫前契約の相対価格」（2015年、4月15日）。これは、全農が「安定化取引研究会」報告の暫定金の設定方法を相対価格の設定に迅速に活用したもの、とみなしうる。この意味でも、「安定化取引研究会」報告は、「提言」的な意味を有している。
- 5) これについては、日本経済新聞「新興ブランド米増産－食味の良さで人気－」（2015年5月2日）も参照。
- 6) ホクレンの対応については、橋本直史「北海道米における「内部規格」導入の影響に関する考察－ホクレンの事例－」『農業市場研究』2015年3月）参照。
- 7) この卸売業界の再編について、昨年度の報告書でも簡単に言及している。とくに、大規模米卸業者の事業展開を米総合産業化と、吉田委員は呼んでいる（日本農業研究シリーズ前掲書、p. 65）。